

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「28,800円」を「24,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,000円」とあるのは、「38,400円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,000円」とあるのは、「44,400円」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成31年度分の保険料率から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。